

建設・建築関連業のリスク管理セミナー

経営者・営業担当者・現場責任者・経理担当者の必須知識

中小建設業・工務店・建築関連業の トラブルを防止する 請負契約書の 基礎知識



契約書なしの請負工事は違法となり営業停止処分や許可取り消しも!

講師 行政書士大森法務事務所 代表
大森 靖之



1980年生まれ。専修大学法学部卒。ウシオ電機(株)入社。法務部にて11年間に亘り月間100件以上の契約書作成・審査実務に携わり、法務分野の社内エキスパートとなる。2013年に行政書士として独立し、大森法務事務所を開設。現在、企業から個人までの契約書作成や顧問先の指導と共に、商工団体等のセミナー講師として活躍中。企業実務をベースにした専門的観点からの講義は解りやすいと多方面から高い評価を得ている。

自社に有利な契約書作成のポイントを伝授

建設・建築業界は、建設業法により施主との工事の請負契約については、契約書の取交しが義務化されています。口頭による契約も成立しますが、後で紛争になる可能性があるため注意が必要です。また、業界団体が作成している請負契約書の雛形を利用して契約書を取り交わしている事業者が多く見受けられますが、当該雛形は、施主側に有利な条件が多く、何も知らずに事務的にハンコを押してしまうと思わぬトラブルになるケースもあります。

そこで本講座では、トラブルを防止するための契約書に関する基礎知識についてトラブル事例などを交えながら解説します。

【講座内容】

◆契約書はなぜ必要なのか？

- ・トラブル防止のため ・交渉を有利に進めるために
- ・トラブルや裁判になった時にも有利 ・経理、税務的業務のため

◆建設業の契約書の基礎知識

- ・設計請負契約書 ・施工請負契約書

◆契約書に記載しなければならない14項目

◆建設業特有のトラブル事例

◆「消費者」と契約書を取交す際の注意点(消費者契約法)

◆契約書を「商売上の武器」として使いこなすために

* 90~120分

* 交通費は埼玉県「浦和駅」から

研修・セミナー・実技指導 **Adonis**

有限会社 **アドニス**

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786
E-mail 7745@s-adonis.com

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

※本企画の内容すべてにおいて、複製・転載・使用を禁止します。